



平成 25 年 6 月 12 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室
電話番号 03-5786-3900

株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て却下に関するお知らせ

平成25年4月24日付「株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立てに関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、当社株主であるロイヤル観光有限会社（以下「ロイヤル観光社」という）より、東京地方裁判所におきまして株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て（以下「本申立て」という）を受けましたが、本日、東京地方裁判所より却下決定がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 却下決定に至った経緯

平成25年4月24日付「株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立てに関するお知らせ」にて適時開示いたしましたとおり、当社は、同月16日付で、ロイヤル観光社から、当社の本株主名簿の閲覧・謄写等の請求（以下「本請求」という）を受領しました。

当社は、本請求の内容を真摯に検討した結果、ロイヤル観光社に対し、同月19日付で、裁判所における公正な審理を経ることなしに、ロイヤル観光社に対して、当社の株主名簿を閲覧・謄写させることはできないと考え、本請求に応じることができない旨の回答をいたしました。

この回答を受けて、ロイヤル観光社は、当社に対して、同月23日付にて、東京地方裁判所におきまして本申立てをいたしましたところ、東京地方裁判所より、当社に対して、和解の勧誘があったため、一昨日、ロイヤル観光社に対して、本株主名簿の開示をいたしました。そのため本株主名簿の開示により、本申立ては、却下決定を受けております。

2. 却下決定があった裁判所及び年月日

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 却下決定がされた裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (2) 却下決定があった年月日 | 平成25年6月12日 |

3. 本申立てをした者

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 名 称 | ロイヤル観光有限会社 |
| (2) 本店所在地 | 広島県広島市中区広瀬北町3番36号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 瀬川 洋幸 |

4. 却下決定の内容

- (1) 債権者の申立てを却下する。
- (2) 申立費用は債権者の負担とする。

5. 今後の方針及び見通し

当社といたしましては、今後とも、6月26日開催予定の当社第38期定時株主総会に向けた手続きを公正に進めるべく、弁護士と相談の上で、適時適切に対応してまいります。

なお、本日別途開示いたしました「株主総会検査役の選任申立てに関するお知らせ」のとおり、東京地方裁判所に対して、総会検査役の選任の申立てを行います。

以上